

山口家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 令和6年2月7日（水）午後2時

2 場所 山口家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

岡村文和、藏藤共存、佐藤真澄、塩田菜穂子、末永雅之、橘康彦、田邊哲寛、
鳥飼晃嗣、中本優子、廣田智子、藤村亮平

(2) 説明者

菊谷主任家裁調査官

(3) オブザーバー

藤井事務局長、福島事務局次長、佐藤首席家裁調査官、吉田次席家裁調査
官、藤村首席書記官

4 議事の概要

(1) 新任委員の自己紹介

(2) 委員長互選

(3) 報告「面会交流の円滑な実施に向けた家庭裁判所の取組について」（吉田次
次席家裁調査官）

前回の山口家庭裁判所委員会において、同委員会委員から少年鑑別所や児童
相談所に面会交流の支援をお願いすることができないか、子どもサポート事業
を行っているNPO法人とのネットワーク作りができないかといった御提案を
いただき、当庁から照会を行った結果を報告した。

いずれについても現状では支援を行っていないとのことであったが、当庁と
しては、今後も面会交流の円滑な実現に向けて、前向きに工夫を重ねていき
たいと考えている旨報告した。

(4) 議題「少年の再非行防止に向けた取組について」

ア 菊谷主任家裁調査官による基調説明

少年審判手続の概要、少年事件の動向、山口家庭裁判所で実施している教育的措置について説明し、SNS関係の非行に関する教育的な働き掛けや特定少年に対する教育的な働き掛けをこれから充実させる必要があると考えている旨報告した。

イ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(5) 次回委員会の開催日及びテーマについて

山口家庭裁判所委員会の開催日は、令和7年2月頃を予定し、意見交換のテーマは、委員からテーマの希望がなかったことから、裁判所で検討することとした。

(別紙)

「少年の再非行防止に向けた取組について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長、○委員)

- ◎ 意見交換については、教育的措置をより充実したものにするというための工夫について、御意見をいただきたいと思います。SNS関係の非行や特定少年に対する働き掛けにこだわらずに、どの働き掛けについてからでも結構ですので、御意見ををお願いします。
- 少年事件というのは、弁護士にも関わりがあって、家庭裁判所に送致された重たい事件に付添人という形で関わっています。被害弁償や環境調整などで関わりますが、大変な思いをする事件の一つだと認識しています。ただ、今日も御紹介いただいたとおり、事件数自体も体感としても減っていますし、関わる少年の属性も、私が弁護士になった十数年前は集団暴走や見た目も特徴的な感じだったのが、今はどこにでもいるような子が対象となるようなこともあって、問題意識というのは弁護士の中でも持っているところであります。

ただ、あまり報道等をされないこともあるかもしれませんが、少年というのは、私たちが接すると、大人と全く違って非常に素直で柔軟で、専門用語的には可塑性があるといいますが、関わっていてとてもやりがいがあるという仕事の一つだと思っています。その意味で、先ほども御紹介いただきましたが、彼らは知識や想像力が足りなかったりするところがあり、大人からするとやり過ぎじゃないかと思うような基本的なことでも、そのように捉えられないところがあるので、いろいろ話してみたりとか試みてみたりするのが重要だと考えています。

今回の意見交換事項であるSNSの関連で少しお話しすると、ちょうど少年事件の対象となるような子たちと関わる仕事で、弁護士は県と協働していじめ予防事業を行っており、県内の20校ぐらいに毎年行っています。そこでも当然大きな問題となっているのが、このSNSだったりインターネットだったりしています。それで、学校側からは、ぜひその辺りについても弁護士さんから話してくだ

さいという依頼があります。なかなかどういう話をしたらいいのかというのを勉強しても難しいのですが、私がいつも話しているのは、インターネットやSNSというのは、心理学的には匿名性があるので自分が思っているよりもすごく攻撃的になるということとか、若干脅しが入るのかもしれませんが、皆さんが匿名的だと思っているSNS、インターネットというのは、全然匿名的ではなくて、発信者情報開示とか証拠とかが残ってしまうということとか、大人からしたら当たり前のことかもしれませんが、そういったことを再認識してもらえそうな内容にしていますので、何か皆さんのほうからもあれば、こういった活動に生かしていきたいと思っています。

- 私は、少年自体はそんなに分かりませんが、ずっと障害福祉をしており、障害者施設で累犯障害者の人たちと一緒に支援をするというところを幾つか見させていただいたこともあります。失敗体験とか劣等感とかをずっと持ちながら育ってきている中で、説明にあった自己有用感、自分は人のためになるという経験はすごくよいと思うのですが、切手整理活動や清掃活動というのは、なかなかそれどころまで自己有用感が高まるかなと思うところもあります。結構福祉のほうでも、SNSとは全く逆で、農福連携など汗水垂らして自分の体を使うという経験があまりないので、そういうことで役立ち感みたいなことが分かるという場合もあるのではないかと感じたりします。例えば清掃活動でも、公園のトイレ清掃とかをよくやっていますが、そういう何か社会との接点を持ちながら自己有用感が高められるとよいのではないかと思います。

あと、それとはまた全く違う話ではありますが、発達障害の人たちは空気を読めないことが多いため、匿名性があるからSNSを使うというよりも、そもそもリアルな社会でも空気を読めないのです、そのあたりの教育は難しいと感じたりしています。

- ◎ 清掃活動などの社会との関わりを持ちながらというのは、端的に言うと、ありがたうと言ってもらえそうなことが効果的ではないかという趣旨ですかね。

- 高齢者施設などでの活動もよいと思いますが、とにかく人との接点の中で自己有用感が高められないと、ただ作業をしていても意味がないのではないかと思います。金額ではなくても対価を得ることが自己有用感を高めることにつながるのではないかと思います。
- 教育的な働き掛けというところで、もしかしたら家庭裁判所の範疇ではないかもしれませんが、再犯防止などで効果があるのではないかと思います。非行化した少年は偏った人間関係の中にいることが多いという話がありましたが、学業を続ける、進学する、就職して仕事を続けるにしても、新しい学校や職場でなかなかちょっとしたことが聞けないことがあるので、ちょっとしたつまずきについて相談できるような伴走型の何かサポートがあればいいのではないかと思います。福祉でも児童福祉が18歳で終わるので、日本財団などがそういった伴走型の支援というようなことを、チャレンジ的なものとしてやっていたりもするため、そういうものが必要で有効ではないのかと思いました。
- ◎ 一定期間続けるというイメージになるんですかね。
- それで、相談できる先輩か親代わりになるものになればよいと思います。
- 先ほど伴走型の福祉就労支援の話がありましたが、私も近い意見を持っています。こういう非行をする少年がおられる家庭というのがどういう家庭なのかなというのが気になりまして、私どものほうはDVをはじめ、いろいろな家庭の中の問題の相談を受けておりますし、県では、民間団体に委託する形ではありますが、若年女性に向けたSNS相談とかメール相談といった事業もしています。それから、性暴力被害の相談窓口も設けられていますが、そういった非行をされた少年が置かれている背景を考えたときに、その家庭や本人がいろいろな窓口につながっていないのではないかと思います。教育的措置とは離れるかもしれませんが、裁判所が関わっている間に、その後引き続き何らかの窓口があるということを知ってもらおうということ、困り事とか悩みがあれば行政や民間の窓口があるということも、悪くないような気がします。

○ 私も似たような考えを持っていますが、まず事件を扱う側としての感覚としましては、少年事件というのは、ふだん真面目にしている子が犯すこともあれば、発達障害、知的障害を有している子が犯すこともある。また、やはり不良少年と関わっている人が犯すことがある。いずれもあります、ふだん真面目な生活を営んでいるような感じにうかがえる人というのは、再犯率はあまり高くないという印象です。発達障害や知的障害がある方というのは、どちらかというところと窃盗とかをやめられずに続けてしまう方が多いような印象です。ふだんから不良グループと関わっている方というのは、やはりこれについては再犯率が高いという印象になります。

そういったことを考えると、そういった人たちというのは、やはり家庭環境や現在置かれている環境、人間関係などが犯行につながることになるのではないかと感じていまして、家庭環境をどうこうするというのは難しいので、人間関係のほうについて、悪い人間、友人関係を何とか絶たせる方法があるのかと思っています。それと、これまで他の委員の方から出ていました、何かあったときの相談窓口や新しい人間関係を構築できるような機関があれば、そこにつなげてあげることができればよいのではないかと考えています。ただ、そういった機関が本当にあるのか、適切なものをどうやって見分けるのかというのは、かなり難問だと思っています。

また、議題としてあまり出ていませんでしたが、犯罪を犯すこととしては、知識不足というののもやはりあるのは事実でして、SNS関係の非行としては、今問題となっているような特殊詐欺などについて、少年を受け子として使うようなものというのが多くなっているように思います。これについては、知識が不足しているというところで、インターネット上にある裏バイトといったものは基本的に犯罪に関わるもので、その受け子という一番捕まるリスクが高いものを担当させていることをどんどん教えて、実際そういった子たちがこれまでも検挙されていることを、知識として教えてあげるということも一つの方策ではないかと思いま

す。

- 障害者支援施設で働いていますが、もともと私は社会福祉士をしています。こども家庭庁ができて、山口にこども家庭センターもできましたので、これまでは子供は子供、家庭は家庭と分断していましたが、家庭全体でどんなことが起きているかということ相談できる窓口ができました。それで、社会福祉士会では、貧困家庭の方に向けてフードバンクと協働したこども食堂などもやっている団体もありますので、お金がなくて食べるものがないから万引きしていたみたいな犯罪は、そういったところで抑止ができていないかということも考えられます。家庭の中に入るという意味では、そういう出前相談ができるような機関につながるといっても育っているかなということと、あと個人的にずっと思っていることがあります。こういったSNSの犯罪が起きると、捕まったり、示談が成立したりしたことまでは報道されますが、その示談の金額がいくらなのかはあまり報道されることはありません。個人情報であるため、あまりそういった情報を出すのはどうかと思いますが、先ほど想像力が乏しいとあったので、こんなことをするとこういう罰を受けることがあるということが報道されると、想像力も膨らむのではないかと考えています。

- 先ほどから、再犯に対してどういう教育的措置が必要かという話をしていると思いますが、そもそもその前の段階でやはり食い止めていく必要があると思います。それで、昨今SNSの非行が云々とありますが、SNSを逆にこちらが利用して、そういうのは犯罪につながりますよという、私どもの業界ではよく「発信力の強化」と言っていますが、そういった形で目に触れることで、手を染める前の抑止力として使えるのではないかと考えていました。

あと、インターネットの利用についても先ほど他の委員の方が言われたとおり、高校でいろいろ学習の機会としてお話しされていると思いますが、それを技術面から、例えばドコモさんなどのキャリアさんの協力を得て、あなたが今打った情報というのは、こういうふうに入力して、こういうふうに入力してインターネット

で全世界に拡散されて、その流れを分かりやすく説明して、だから消せないんです、だから残るんですということを伝える教育的措置ができないかと思っています。

- ◎ 今の情報が実際にどういうふうにとどまって、どこにどういうふう拡散するのかというのを教えるのは、犯罪なり非行なりをやらない子にもそうだし、やった子にも、どちらに対しても有効だということでしょうかね。
- とにかく先ほどから言われているとおり、犯罪を犯してしまう少年というのは、知識が足りないということがある。だから、分かっている子は多分分かっていると思いますが、やはりそういった知識をこちらから分かりやすく伝えていって、それをちゃんと定着させることが重要だと思います。
- 私は、商工会連合会なので、経済のほうになります。今、人手不足というのがある、それと今回の教育的措置と何か関わりができないか考えました。少年は社会的規範になかなか乏しいということに対しては、例えば家庭で学んだり、社会生活の中で学んだりということになると思いますが、家庭についてはなかなかこちらが手を出せないというのがあります。今、人手不足の社会、経済の中で、就労先として人手不足の事業、会社と協力できるような形にして、例えば将来的な会社勤めを意識して教育的な指導や教育的な観点からすれば、そういった経験をその少年がすることによって、その会社との関わりができてきて、社会的規範がある程度積み重ねられるのではないかと思います。ただ、会社としても、あくまでも経営、事業をやっていく上で、どういう人を受け入れられるのか、その辺が大きなハードルにはなると思います。そういった問題を抱えながらも、今の世の中でどういう課題があつて、これに対して教育的措置がどうフィットしていくのかを、考えていく上では、就労という視点も考えられるのではないかと思います。
- ◎ 社会の一員として働いている中で、いろいろ知識も身につけて、その中で想像力みたいなものも身につくことがあるのではないかと思います。

○ 少し視点は違いますが、私は教育学部で働いていて、私の大学は小学校の教員免許が取得できるので、小学校・中学校に行くことも結構ありますが、一言で少年といっても、年代によって全く違っていて、私たちの時代はいろいろなものを年を重ねるほど勉強してきていましたが、特にDXみたいな話はそれと全く異なっており、例えば、今の大学4年生ぐらいが一番遅れています。それは、コロナ禍になったときに大学生になってしまっていて、今の大学3年生までは高校のときにちょうど遠隔授業とかが始まったところで、使いこなせるようにはなっているんですけど、でも高校はリテラシー教育が遅かったので、小さい頃は使えなくて、いきなり技術を先に覚えていて、リテラシーみたいなことは後づけで教えられて、でも逆に小学校、中学校を見ると、例えば遠隔授業やICTを使った教育は圧倒的に今の小学校のほうが進んでいたりします。そのため、必ずしも小学校と中学校で小学校のほうがリテラシーがなくて、今の中学生のほうがあって、高校生のほうが高いということにはなっていないところが、ほかの犯罪とか、そういう何か倫理観との大きな違いではないかというのを感じています。よって、今の高校生ぐらいは、怖さを知らないままに技術を覚えている人たちであるため、一番怖いのではないかと思ったりしています。

◎ 先ほどから、知識が十分でないとか、やった後のことが想像できないとかという御意見が複数あったと思うんですけど、それに働き掛ける教育的措置というか、どういう働き掛けをしたら知識が備わり、想像できるようになるのかということについては、何かよいアイデアやヒントみたいなものはありますか。

○ 少し補足させていただくと、私たちは実際に学生にも教育をして、学生は子供たちに教育をしますが、先ほどのリテラシーの話で言うと、小、中、高、大学まで見ると、大学が一番遅れていると思っていまして、例えばいろいろな知的財産1つを取っても、私たちはついついインターネットの画像をそのまま使うことが当たり前のようであった時代から、パソコンの技術だけを覚えてきていて、それが小学生とかは、今はそういうことが駄目だというリテラシーみたいなことが先

に入った上で受けているので、では、今自分たちの立場で何を教えられるんだろうと思うと、やはり親世代自体が少し分からないといけない。それでは、どう分かったらいいのかというところはまだ問題なんですけど、私もそこで、実はこうしたらよいと言えないのは、多分自分自身がそこまで本当のインターネット上の怖さというのを分かっているようで分からないからだと思ったりはします。

○ 今、世代によってSNSに関する知識が、必ずしも若い人や年齢を重ねた人と一致しないという話で、私のところは、どちらかというところSNSによる被害に遭った人、その中でも特に性被害に遭った人に会うのですが、支援する側も知識が薄くて、ただ被害者の方と接していると、相手は全く知らない人でSNSだけで簡単につながっていて、実は友人だと思っているけど会ったことがないとか、そういうのがとても感覚的にすごく遠く感じています。しかし、結局のところ、被害に遭ってみて初めて、その被害者はとても大きなダメージを受けますので、SNSを通じて一人の人間に何らかの加害を与えているという人権の尊重に関する意識も、男女共同参画に関することですので、教育としてしっかり伝える必要があると思います。技術はすごく発展、発達しますが、被害者支援をしているほうからすると、人権意識を高めるというところに重きを置けば、一人の人に何か重大な影響を及ぼしたということも感じてもらいたいと思います。

◎ SNSとかは、今からなかったことにはできないですし、裁判所もこの状況でどうしたらよいだろうということを考えないといけないと思います。

それでは、特定少年に対する働き掛けについても何か御意見をいただけないでしょうか。特定少年を学生に抱えておられる委員の方は、何か御意見とかありませんか。

○ 本当に感覚にはなりますが、やはり大学の2年生の夏休みを越えると、急に大人になると感じています。やはり、二十歳と昔から言うだけに、何かが違うのではないかと感じます。特に、私の大学では女子学生が多いので、今は高校生も化粧をしています、化粧も明らかに変わって来たりします。そのあたりで一定の

失敗をしたりとか怖さを知って二十歳になっていくんだなと思うと、その間の18、19歳はすごく微妙で、先ほどのSNSの話もそうですが、リアルさを持った怖さを知らないで、守られて高校生になって、いきなり大学生で自由になったときに、例えば性犯罪とかに巻き込まれるとか、そういうことの怖さをリアルさを持って知らないで、犯罪につながりやすくなってしまったりとか、あと逆に手を出すということもあるのかなと思ったりはしました。

○ 特定少年になった18、19歳に関してお話しすると、私もこの扱いというのはずっと難しいと思っています。実際に変な話ではありますが、二十歳になってからであれば罰金で済むような事件であったとしても、19歳ぐらいで例えば窃盗とかをやっていると、少年審判の対象になって、少年院送致とかということもあったりして、微妙な境の世代の子供に対して、私はどう関わっていくべきなのかというのはいつも難しく思っています。いろいろと今までも御意見が出たとおりに、何らかの仕事だったり学業だったりとか、新しい環境の中で何かやりがいを見つけてもらわないと変わらないですし、最後に私たちがしてあげるべきこととして関わっていますが、世の中の的にも民法的にも大人ですので、親御さんからの独立もしているような場面もあるので、この関わり方というのはいつも難しく思っています。

○ 私も疑問を持っていて、大学も法律が変わった年から保護者という言葉が使えなくなってしまって、奨学金を借りるにしろ、いろいろな入学の保証人を立てるにしろ、いろいろな書類を出すにしろ、保護者というものがなくなりました。例えば成績表を保護者に送っていたのを送らなくなかったことで、その人の後ろ盾って何だろうというのを個人的にもすごく感じていたりします。

◎ 二十歳を過ぎてからの場合と18、19歳の刑事と少年の手続の違いはあるとして、働き掛けの届き方とかということについて、18、19歳になって、働いている子もいるし、親元を離れている子もいるしというような状況のときに、どういう働き掛けが彼らに響きそうかということについてはいかがでしょうか。

- どういうことが響きそうかということに対して、回答ではありませんが、その問題意識はすごく感じています。大学等で今の学生を見ていますと、優秀な学生だったり、自分で助けを求めて、友達、先輩や教員につながるができる学生はよいのですが、そうではない学生との差が激しくて、問題を抱えている学生は大体相談する相手がない、見つけられていないんですけれども、その場合、家庭も大体頼れないか、家庭との関係が悪いこともあるので、そこをどうサポートするかが、大学の中でもどこでも課題になっていると思います。ただ、教員は忙しいですし、家庭はその場合機能していない場合もありますが、カウンセリングに通うとしても、例えばメンタルの問題を抱えると、山口市ですと今1年間待たないと精神科にかかれないうふうに大学では言われていまして、本当に困った若者たちがどこにも頼れる先がないし、つながり先も分からない状況が生じているというのは、すごく問題意識として実感しています。
- 中学校、高校まではスクールカウンセラーなどの相談できる方がいて、大学も教員が相談に乗っていたりします。特定少年でもつながっていない方にどうつながるかということで、児童福祉法は18歳までで、そこから先は子供ではないという線引きもありますので、18、19歳で働いていない方に対するの支援が何なのか、地域福祉課、生活保護の担当なのか、それとも何かもっと違うものをつくったりする必要があるのか、先ほどから伴走型支援の話が出ていましたが、伴走する方がいないということだと思います。山口市の精神科のクリニックは初診が3か月後であり、今困っているが、すぐにかかることができないという状況であり、結局、インターネットで相談して、オーバードーズの問題につながったりとかするので、根本的に特定少年に対する支援が乏しいというのは現状であるのではないかと思います。
- 私どもの関係だと、若年女性になりますが、新しく困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というのが令和6年4月に施行されます。それでそういった女性の支援をより強化するというのは取組がなされるわけですが、先ほど御紹介

しましたが、県が民間団体に委託している、つながりサポート山口というSNS相談、メール相談、電話や面談ができる場所があります。若年女性は、例えば生活基盤の弱さであるとか、いろいろな被害への遭いやすさとか、それから生活困窮であるとか、いろいろな困難を抱えているときに、それこそつながれるような、特に若年女性向けの窓口になるのではないかと思います。県のホームページにもつながりサポート山口というのが出ていますので、女性向けということにはなりますが、つながり先の一つとしてはあるかなと思います。

○ 私は職業の話や就職の話をしましたけど、それとは別に、社会との関わりという点で言えば、例えばいろいろな社会貢献をしている団体とか、その団体も人が足りないことが可能性としてはあるわけで、そういったところに、例えばこれも同じように、何か月でもよいから非行を犯した少年を、そういった事業に参加させるようなことをするとか、こども食堂でも応援してくれるような人を募集しているというのもありますので、そういったいろいろなNPOとかでもやっているところと連携をしていくことができればよいのではないかと思います。既にあるかもしれませんが、単発的なものではなくて、ある程度何か月とか数か月とか社会参加することによって社会的規範というのが培われてくるのではないかと思いますし、そういった点も幅広くいろいろな事業、分野に広げていけばよいのではないかと思います。

◎ ありがとうございます。サポートしているようなところの手伝いをさせたらというのがありますかね。

それでは、意見交換のほうはここまでということにさせていただきます。

本日は、皆様から貴重な御意見やお考えを伺うことができました。今日いただいた御意見等を踏まえて、今後の少年審判の運用に役立てることができればと考えております。